

2025 年度リニモ沿線地域活力創出事業業務委託仕様書

1 業務名

2025 年度リニモ沿線地域活力創出事業業務委託

2 趣旨

ジブリパークの開園効果をリニモ沿線地域全体に波及させるため、観光客が旅程を決定するために情報収集する段階、いわゆる「旅マエ」に、沿線地域の魅力や見どころ等の情報収集を行っていただけるよう、Web サイト「リニモでグルメ&おでかけ」特設サイトを昨年度構築し、情報発信を行っている。

2025 年度は、インバウンド旅客の取り込みに向けて、外国人観光客への情報発信を行うため、昨年度構築した Web サイトを元に、多言語対応のサイトの構築を行う。併せて、今年度本県で開催されるツーリズム EXPO ジャパン 2025 等の機会を活用し PR を行うため、観光セールス用に「リニモ沿線の観光について」紹介する資料を作成し、着地型商品造成へとつなげる。

3 委託業務の内容

(1) 「リニモでグルメ & おでかけ」特設サイト（多言語版）の構築・運営

ア 「リニモでグルメ & おでかけ」特設サイト（多言語版）の構築

- ・ 昨年度構築した「リニモでグルメ & おでかけ」特設サイトを元に、外国人観光客へリニモ沿線地域の「旅マエ」情報を発信する多言語対応サイトを構築すること。
- ・ 言語は、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語に対応すること。
- ・ ネイティブチェックを行うこと。
- ・ 「リニモでグルメ & おでかけ」特設サイトのうち、下記のページの多言語対応を行うこととし、外国人観光客の周遊促進に効果的な情報発信となるよう、ページレイアウトや内容等を工夫すること。
 - ① リニモとは
 - ② アクセス情報
 - ③ モデルコース（8 コース）
 - ④ 観光（ただし、掲載施設は、「Aichi-Now」に掲載されている施設を中心に、協議により決定する）
- ・ 多言語対応にあたっては、詳細情報は、当該施設・交通機関の公式 HP や「Aichi-Now」等の既存の多言語対応ページへの誘導を図るなど、更新が生じた際の翻訳作業が軽減される工夫をすること。

イ 「リニモでグルメ&おでかけ」特設サイトの運営

- ・ 契約期間中、準備期間も含め、「リニモでグルメ&おでかけ」特設サイト（日本語版・多言語版）の運営を行うこと。
- ・ 日本語版サイトの運営については、新たな情報発信（ページ構築）は要しないが、軽微な更新作業には応じること。

（２）プロモーション

- ・ 「リニモでグルメ&おでかけ」特設サイト（日本語版・多言語版）の閲覧回数の増加に向けた情報発信を行うこと。とりわけ、多言語版については、外国人観光客向けに本 Web サイトを周知する取組を実施すること。
- ・ 「リニモでグルメ&おでかけ」特設サイト（日本語版・多言語版）の内容を活用し、今年度本県で開催される世界最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン」を始め、観光セールス用に「リニモ沿線の観光について」紹介する資料を作成すること。
 - 資料は、プレスや旅行会社等の業界向けに、沿線地域を PR し、来訪を促す情報発信を行うものとする。
 - 作成資料の仕様は以下の通りとする。
 - 形式：その後も委託者において、更新が可能な形式で作成すること。
 - 言語：日本語及び英語
 - 納期：2025 年 8 月末
 - 日本語版については、配布用として 300 部印刷すること。また、効果的な PR ができるよう資料と合わせて配布するノベルティ（300 個）を合わせて作成すること。
- ・ その他、Web サイトの閲覧や、沿線観光へ周遊を促す効果的な手法があれば積極的に提案すること。

4 業務報告

（１）成果物

業務報告書（事業の実施状況、事業効果の分析、課題等を取りまとめたもの）及び電子データ（本業務において作成したデータファイル等で、委託者が再利用できるもの）

（２）部数・提出先

部 数：報告書（A4 判）2 部、電子媒体（CD-R）1 部

提出先：愛知県都市・交通局交通対策課

5 留意事項

- （１）本事業の実施にあたり、企画提案内容を踏まえて、委託者である愛知県と十分な打

合せを行うこと。また、委託者は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。

- (2) 本事業の成果物の著作権等（スタジオジブリ関連を除く）は、委託者に帰属するものとし、今後、自由に使用できるものとする。
- (3) 愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (4) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、愛知県が 2024 年 5 月 1 日より施行した「インターネットドメイン管理要領」の独自ドメインの Web サイト等による新規情報発信をする上での要件「当該 Web サイトを一定期間保持し、終了又は移行に係る案内を行うこと」に基づき、当該独自ドメインを情報発信終了後から原則 3 年以上県が保持できるようにすること。